

奈良県立万葉文化館庭園管理業務共通仕様書

第1章

(業務の目的)

奈良県立万葉文化館庭園管理業務は、「奈良県立万葉文化館」を広く県民及び国民の利用に供するため、飛鳥地方の歴史的風土、自然環境並びに歴史的文化遺産の保全と活用、さらには地域住民の生活環境の向上を目的として、万葉文化館全体が良好で快適に利用できる状態に適正に維持管理するものである。

(適用)

1. この仕様書は、万葉文化館の庭園管理の委託業務に適用する。
2. 委託業務は、それぞれの種別に応じ、本仕様書に定める仕様に従い施行する。
3. 同一種別の仕様について本仕様書の定めと特記仕様書の定めが異なるときは、特記仕様書の定める仕様に従い施行する。
4. 現地の状況などにより、作業位置あるいは方法を多少変更するなど、軽微な変更は監督職員と協議のうえ施行する。
5. この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈及び本作業の細目については、監督 職員の指示に従う。

(作業の着手)

6. 作業の着手は、原則として契約の日から行う。ただし、作業内容により時期が指定されている場合は、監督職員の指示に従う。

(作業用器材)

7. 作業用材料は、全て受託者が持ち込むものとし、監督職員の検査を受け、合格したものを使用する。ただし、病虫害防除用薬剤は委託者が支給する。
8. 作業用の機械器具、燃料、道具類は、全て受託者が持ち込むものとし、各作業に適合したものを使用する。監督職員が不相当と認めたときは、取り替えを指示する。

(安全)

9. 作業の施行にあたっては、来園者等に危険のないよう十分注意して行う。
10. 作業の施行にあたり、施設、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行する。万一損傷した場合は受託者の負担で原型に復する。
11. 受託者は、人身事故、災害又は第三者に損害を与える事故等が発生した場合は、応急措置を講じるとともに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等について、遅滞なく監督職員に報告する

(写真管理)

12. 受託者は監督職員より実施記録写真の撮影を指示されたときは、作業ごとに、施行状況写真を撮影、整理し、監督職員の確認を受ける。なお、写真は実施前、実施中、実施後の状態をそれぞれ同じ位置、同じ方向から撮影する。

(作業の完了)

13. 受託者は作業の完了後速やかに別紙の書類を点検整備し、所定の手続きを取る。

(公契約条例に関する遵守事項)

14. 末頁記載のとおり

第2章

第1節一般事項

(管理の基本方針)

1. 万葉文化館庭園は、飛鳥地方の歴史的風土・里山風景を継承し、現況植栽や里山・田園風景とうまく調和させながら、「つつむ緑」と「彩りの草花」で四季のうつろいを演出している。多くの植栽された万葉植物と飛鳥地方の歴史的風土に調和する植物群によって構成されている万葉文化館の園地を、ここを訪れる人々に「万葉人の心」を体験できるような維持管理をしていくことを基本的な考え方とする。
2. 維持管理の作業にあたっては、対象植物の特性、活力及び環境条件などを勘案し、生き物

- としての植物に対する細心の注意と愛情をもって行い、その目的を達成するように努める。
3. 各作業は天候、生育状況を考慮し、最大の効果が得られるよう、監督職員と協議のうえ進める。

第2節 芝生地管理

(刈り込み)

1. 刈り込みは、芝生地内にある、樹木、株もの、施設等を損傷しないように注意し、刈りむら、刈り残しのないよう均一に刈り込む。
2. 刈り込み高は監督職員と協議する。
3. 刈り取った芝は、指定の場所に集積し、まとめて処理するとともに、刈り跡はきれいに清掃する。

(縁切り)

4. 縁切りは、監督職員と協議のうえ、対象灌木、施設にほふく茎が進入しないよう、灌木類にあっては、樹冠より10 cm内外の幅で垂直に切り込む。

(施肥)

5. 所定の施肥量を芝生面にむらのないよう均一に散布する。

(除草)

6. 芝生を痛めないよう、除草ホークなどを用いて根より丁寧に抜き取る。
7. 抜き取った雑草は、毎日指定箇所に集積し、まとめて処理するとともに、除草跡はきれいに清掃する。

(薬剤除草)

8. 希釈液は指定の濃度となるように正確に希釈混合し、指定量をむらなく均一に散布する。
9. 散布日は風、日照、降雨等天候条件を考慮し、実施する。
10. 芝生地内の灌木、草花、来園者及び林地等にかからないよう十分注意して行う。

(病虫害防除の薬剤散布)

11. 病虫害防除の薬剤散布は、除草剤散布に準じて行う。

(目土かけ)

12. 目土は植物の根、雑草の種、瓦礫、赤土等でなく、適度な目(3ミリ目以下)のふるいにより、ふるい分けした目土用土を用いる。土壌改良材及び肥料を混入する場合は、指定の混入率となるよう入念に混合する。
13. 目土用土は、指定の厚さにトンボ等を用いて、むらなく均一に充分すり込む。なお、芝生面に不陸がある場合は、不陸整正を勘案しながら行う。

(ブラッシング)

14. 葡萄茎(伸枝ランナー)や根などを切断するとともに、茎葉の間の枯葉枯茎(サッチ)を除去し、更新を促すため、レーキやホーク等で丁寧に回数多く引っかく。

(補植)

15. 補修箇所を大きめに形を整えて切り取り、深さ15 cm程度まで床土を交換の上、沈下防止のためよく転圧する。
16. 張芝にあたっては、周縁と同じ高さになるよう調整、転圧、目土を施し、よく灌水する。

第3節 植込地管理

(樹木の手入れ)

1. 選定の種類

- (イ)基本剪定は、樹形の骨格づくりを目的とするもので、主として冬期剪定に適用し、樹種の特性に応じ最も適切な剪定方法により行う。
- (ロ)軽剪定は、樹冠の整正、込み過ぎによる枯損枝の発生防止などを目的とするもので、主として夏季剪定に適用し、切詰め、枝抜き等を行う。

2. 主として剪定すべき枝

(イ)枯枝

(ロ)成長の止まった弱小の枝(弱小枝)

- (ハ)著しく病虫害に犯されている枝(病虫害枝)
- (ニ)通風、採光、架線、人車の通行等の障害となる枝(障害枝)
- (ホ)折損によって危険の恐れのある枝(危険枝)
- (ヘ)樹冠、樹形、生育上不必要な枝(冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立ち枝等)

3. 剪定の方法

(イ)一般事項

- (1)園地樹木は、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然型仕立てとする。
- (2)不定芽の発生原因となる「ぶつ切り」等は原則として行わない。
- (3)下枝の枯死を防ぐよう原則として上方を強く、下方は弱く剪定する。
- (4)太枝の剪定は、切断箇所表皮が剥がれないよう切断予定箇所の数 10 cm 上より予め切断し、枝先の重量を軽くした上切返しを行い切除する。また、太枝の切断面には必要に応じて、監督職員の指示により、防腐処理をする。

(ロ)切詰め剪定

主として新生枝を、樹冠の大きさが整う長さに定芽の直上の位置で剪定する。この場合定芽は、その方向が樹冠をつくるにふさわしい枝となる向きの芽(原則として外芽)とする。

(ハ)切り返し剪定

樹冠外に飛び出した枝の切り返しは、樹勢を回復するためと樹冠を小さくするために行う。剪定は適正な分岐点より長い方の枝を付け根より切り取る。骨格枝となっている枯枝及び古枝を切る場合は、後継枝となる小枝又は新生枝の発生のある場所を見つけて、その部分から先端の太枝を切り取る。

(ニ)枝抜き剪定

こみ過ぎた部分の中すかしと樹冠の形姿構成上、不必要な枝(冗枝)等をその枝のつけ根から切り取る。

(低木の手入れ)

- 1. 樹木の特性に応じて切詰め、中すかし、枯枝の除去などを行う。その他は、樹木手入れに準ずる。

(生垣の手入れ)

- 1. 冗枝、徒長枝等を剪定し、枝の整理を行った後、一定の幅を定めて両面を刈り込み、天端をそろえる。
- 2. 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行う。枝の結束にはシュロ縄を用いる。
- 3. 1 回目の刈り込みの際に一度に刈り込まないで、数回の刈り込みをとおして、徐々に目的原形に近づけていく。特にヒノキ、サワラ等不定芽の発生しにくいものは注意深く行う。
- 4. 生垣の高さと幅の関係は次の表を標準とする。ただし、樹種及び生育の度合いによりこれによりがたいものは、監督職員と協議して定める。

生垣の高さと幅の関係(単位:cm)

高さ	30	60	100	120	180	250
幅	20-30	30-40	40-50	50-60	60-70	70-80

(刈り込み、玉物刈り込み)

- 1. 枝の密生した箇所は中すかしを行い、目標原形を充分考慮して、樹冠周縁の小枝を輪郭線を作りながら刈り込む。
- 2. 裾枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈り込み、また針葉樹については萌芽力を損なわないよう樹種の特性に応じ、充分注意しながら芽つき等を行う。
- 3. 大刈り込みは、各樹種の生育状態に応じ、目標原形を充分考慮しつつ刈り込む。また、植え込み内に入って作業する場合は、踏み込み部分の枝条を損傷しないよう注意し、作業終了後は枝返しを行う。

(花木の手入れ)

- 1. 花木類は花芽の分化時期と着生位置に注意して手入れを行うこと。

(施肥)

- 1. 定められた施肥量を肥料、施肥の種類(寒肥、追肥等)及び各樹木の特性に応じて最も効果が期待できるよう、施肥方法について監督職員と協議する。
- 2. 高木施肥

(イ) 輪肥(わごえ)

樹木主幹を中心に葉張り外周線の地上投影部分に深さ 20 cm内外の溝を輪状に掘り、溝底に所定の肥料を平均に敷き込み覆土する。溝掘の際、特に支根を痛めないように注意し、細根の密生している場合は、その外周に溝を掘る。

(ロ) 車肥(くるまごえ)

樹木主幹から車輪のやのように放射状に遠ざかるにつれて、幅を広く且つ深く溝を掘り(原則として4カ所)溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。溝の深さは20 cm内外、長さは葉張りの1/3内外とし、溝の中心部分が葉張り外周線下にくるように掘る。

(ハ) 壺肥(つぼごえ)

樹木主幹を中心に、葉張り外周線の地上投影部分に放射線状に立て穴を掘り(標準6カ所)底に所定の肥料を入れ覆土する。立て穴の深さは20 cm内外とする。

(その他)

(ニ) 移植後1年以内の樹木及び剪定直後の樹木で、葉張り外周縁の不明の樹木については、溝の中心線が樹冠中心より根元直径の5倍の位置にくるように掘る。

3. 生垣施肥

(イ) 寒肥は、生垣の両側に立て穴を1カ所ずつ計2カ所、1本ごとに掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。立て穴の深さは20 cm内外とする。

(ロ) 追肥は、生垣の両側に平行に深さ20 cm内外の溝を掘り、溝底に所定の肥料を敷き込み覆土する。樹勢の強弱により施肥量を増減する。

(ハ) 立て穴、溝の位置は細根の密生部分の、やや外側とする。

4. 低木施肥

(イ) 一本立ち及び小規模な寄植えの場合

輪肥、壺肥を主体とし、その方法は高木施肥に準じる。ただし、立て穴の深さは20 cm内外とする。

(ロ) 列植の場合

生垣施肥に準ずる。

(ハ) 群植、大規模な寄植えの場合

有機肥料については、1 m²当たり3カ所の立て穴を掘り、底に所定の肥料を入れ覆土する。化成肥料については、植え込み内に均一に散布する。

(除草)

1. 既存植物を痛めないよう除草ホークなどを用いて根ごと取り除く。

2. 抜き取った雑草は、毎日所定の箇所を集積し、まとめて処理する。

(除草剤散布)

1. 薬剤散布に準ずる。

(病虫害防除)

1. 剪定防除

アメリカシロヒトリ、チャケムシ等の幼令期に枝葉に集団して生活している場合、この部分の枝葉を幼虫を落花させないように注意深く切り取り、監督職員の指定する場所に集め、速やかに薬剤で殺虫処理する。

2. 薬剤防除

(イ) 薬剤の使用に際しては、農薬取締法等の農薬関連法規及びメーカー等で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。

(ロ) 散布量は指定の濃度に正確に希釈混合したものを枝葉面に細かい水滴がつく程度にむらなく均一に散布する。

(ハ) 散布に際しては、風下より、背を向けて風上に歩くように散布する。また、来館者をはじめ周囲の対象物以外のものにかからないよう十分に注意して行う。

(ニ) 散布方法は、それぞれの病虫害の特性に応じて最も効果的な方法で行う。

(枯損木処理)

1. 故損木の伐採にあたっては、周辺樹木、施設等を損傷しないよう注意深く行う。また周囲の芝生等は必要に応じてシートを被せるなど保護措置を行う。

2. 切り株は出来るだけ地際より処理すること。

3. 伐採した樹木は枝払いし、一定の長さに切断した後、指定箇所に処分するとともに、周囲はきれいに清掃する。

第4節清掃、除草及び草刈り

(園地、芝生清掃)

1. 園地、芝生清掃により発生した枯葉等でゴミと分離できるものについては、出来るだけ植え込み地内に還元する。
2. 監督職員の指示により、燃性ゴミと不燃性ゴミに分離する場合は、それぞれ確実に仕分けし、指定箇所に集積する。
3. 指定箇所に集積した後、長期間放置する場合は病虫害駆除のため適宜薬剤散布を指示する場合がある。

(植え込み地清掃)

1. 特に全面清掃の必要な箇所以外は、落葉、小枝などはなるべくそのまま集積させて土に還元させるよう努める。ゴミ、空き缶などはひとつひとつ取り除き、指定箇所に運搬処理する。
2. 低木内のゴミ等は、低木類をいためないよう注意して取り除く。
3. その他は、園地、芝生清掃に準ずる。

(除草)

1. 既存植物を傷めないよう、除草ホークなどを用いて根ごと取り除く。
2. 抜き取った雑草は、毎日所定の箇所に集積し、まとめて処理する。

(草刈り)

1. 樹木、株物、柵等を損傷しないよう注意し、刈りむらのないよう均一に刈り込む。なお、刈り込み高は監督職員と協議のうえ実施する。
2. 樹木、株物、柵等の周囲も刈り残しのないよう仕上げる。また、それらに絡んでいるツル草、雑草もきれいに除去する。
3. 刈り草は、毎日指定の箇所に集積し、まとめて処理するとともに、刈り後はきれいに清掃する。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。